

入会関係規定（抜粋）

【定款】

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) **正会員** この法人の目的に賛同する測量法第55条に定める登録を受けている法人又は個人で、営業経歴2年以上の実績を有し、京都府内に本社又は本店を有する者
- (2) **準会員** この法人の目的に賛同する測量法第55条に定める登録を受けている法人又は個人で、営業経歴2年以上の実績を有し、京都府内に支店又は営業所を有する者

【定款細則】

第6条 定款第5条第1項第1号にいう法人又は個人とは、法人及び個人の代表者をいい、法人の場合に限り当該代表者の代理人とすることができる。

前述の代理人の場合は協会業務に参加できる者を当該代表者が選び、代表者の無期限委任状を提出し、理事会の承認を得なければならない。また、やむを得ない事由により、代理人を変更する場合は、直ちに同様の手続を取らねばならない。

この場合、代理人が法人法上の社員となる。

- 2 定款第5条第1項第1号に定める正会員について営業経歴2年以上とは、測量法第55条に定める登録を受けた登録日を起算日とする。

【入会申込・審査手続内規】

第2 **推薦者**

正会員2名。うち1名は協会理事とする。

第4 入会審査の基準

- (1) 定款第5条第1項の規定による資格要件を備えていること。
- (2) 本店又は支店（営業所）に測量設計業を行う社員を常時配置していること。
- (3) 支店（営業所）において入会の場合（**準会員**）は、**本社（本店）が一般社団法人全国測量設計業協会連合会参加の都道府県測量設計業協会の会員**であること。
- (4) **測量設計業の専門率が、おおむね70%以上**であること。
この場合、70%の基準は、総売上高のうち測量業及び建設コンサルタントの合計額とする。
- (5) 入会后会員として行動できると認められること。